

販売品購入の流れ

① ご相談・お問い合わせ

お気軽に担当までご相談ください。

② 選定

ご使用になる方の身体状況、住環境等を確認させていただき、適切な福祉用具のご提案・アドバイスをいたします。商品が決まりましたら、福祉用具の説明、料金の説明、介護保険特定福祉用具購入の仕組み等をご説明いたします。

③ お申し込み・ご契約

ご契約時に担当が契約内容と料金や支払い方法を確認し、契約書を作成いたします。

④ 役所への申請

介護保険を利用する福祉用具購入は、購入前の申請が必要な場合があります。各市区町村により申請方法が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

⑤ 商品お届け

ご指示を受けた場所・日時にお届けに伺います。福祉用具専門相談員が組立や設置、ご利用者に合わせて調整し、福祉用具の取り扱い方法、使用上の注意事項を商品と取扱説明書を用いながらご説明いたします。

⑥ お支払い

介護保険を利用する福祉用具購入は、償還払いと受領委任払いの2通りのお支払い方法があります。各市区町村によりお支払い方法が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

⑦ 役所への申請

介護保険を利用する福祉用具購入は、購入後の申請が必要です。もちろん代理申請を承りますのでご安心ください。

⑧ アフターサービス

万一不具合が発生しましたらご連絡ください。迅速に対応させていただきます。

介護保険対象福祉用具

福祉用具		介護給付 サービスコード	予防給付 サービスコード	利用条件
レンタルで利用できる介護保険対象種目	1. 車いす	171001	671001	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いす、介助用電動車いすに限る。
	2. 車いす付属品	171002	671002	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
	3. 特殊寝台	171003	671003	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 ①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②床板の高さが無段階に調整できる機能
	4. 特殊寝台付属品	171004	671004	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
	5. 床ずれ防止用具	171005	671005	次のいずれかに該当するものに限る。 ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
	6. 体位変換器	171006	671006	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
	7. 手すり	171007	671007	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
	8. スロープ	171008	671008	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
	9. 歩行器	171009	671009	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ②四脚を有するものであつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
	10. 歩行補助つえ	171010	671010	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る。
	11. 認知症老人徘徊感知機器	171011	671011	介護保険法第7条第15項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。
	12. 移動用リフト	171012	671012	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの。 (取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)
	13. 自動排泄処理装置	171013	671013	次の要件を満たすもの。 ①尿又は便が自動的に吸引されるもの ②尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ③要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの
特定福祉用具購入の対象種目	1. 腰掛便座		次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。)	
	2. 自動排泄処理装置の交換可能部品		尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。	
	3. 入浴補助用具		座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ①入浴用椅子 ②浴槽用手すり ③浴槽内椅子 ④入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの） ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用助ベルト	
	4. 簡易浴槽		空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。	
	5. 移動用リフトのつり具の部分		身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。	

※介護保険利用の場合、月額レンタル価格および購入価格の自己負担額は所得に応じた負担割合となります。
※購入は年間10万円が限度額です。（毎年4月1日から1年間）
※自治体によって、介護保険の運用基準が異なりますので、お問い合わせください。

※仕様および外観は、メーカーの都合により予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。
※寸法、角度、質量等の数値には、多少の誤差が含まれます。
※カタログと実際の製品の色とは、印刷の関係で多少異なる場合があります。
※商品によっては、一部対応ができない地域がございます。